

第 3 回

広島市・湯来町合併研究協議会

会 議 録

(平成 16 年 11 月 29 日)

広島市・湯来町合併研究協議会

第3回広島市・湯来町合併研究協議会会議録

日時 平成16年(2004年)11月29日(月曜日) 午後2時00分～午後3時40分

場所 広島市議会議事堂4階 全員協議会室

出席委員

【広島市】	【湯来町】
秋葉 忠利	中島 正子
浅尾 宰正	山本 愼登
谷川 正徳	田中 義隆
金子 和彦	山本 孝好
永田 雅紀	田仲 昭嗣
平木 典道	新本 三郎
倉本 忠宏	白井 忠
山田 康	吉村 浩司
松浦 洋二	田室 照雄
三宅 吉彦	寺岡 崇
南部 盛一	藤井 隆幸
大島 和夫	西廣 建治

議題

- 議題1 合併の期日(案)【協議番号第9号】
- 議題2 財産及び公の施設の取扱い(案)【協議番号第10号】
- 議題3 議会の議員の定数及び任期の取扱い(案)【協議番号第11号】
- 議題4 合併後における旧湯来町議会議員の取扱い(案)【協議番号第12号】
- 議題5 合併後における旧湯来町の特別職等の職員の取扱い(案)【協議番号第13号】
- 議題6 一般職の職員の取扱い(案)【協議番号第14号】
- 議題7 行政機関の取扱い(案)【協議番号第15号】
- 議題8 一部事務組合等の取扱い(案)【協議番号第16号】
- 議題9 消防団の取扱い(案)【協議番号第17号】
- 議題10 税の取扱い(案)【協議番号第18号】
- 議題11 国民健康保険事業の取扱い(案)【協議番号第19号】
- 議題12 介護保険事業の取扱い(案)【協議番号第20号】
- 議題13 保健・福祉事業の取扱い(案)【協議番号第21号】
- 議題14 ごみ及びし尿処理事業の取扱い(案)【協議番号第22号】
- 議題15 水道事業の取扱い(案)【協議番号第23号】
- 議題16 下水道事業の取扱い(案)【協議番号第24号】
- 議題17 都市計画の取扱い(案)【協議番号第25号】
- 議題18 広島市・湯来町合併建設計画素案(案)

公開・非公開の別 公開

傍聴人の人数 5名

会議資料名 第3回広島市・湯来町合併研究協議会資料

(平城事務局長)

皆様方には、大変お忙しいところ、お集まりいただき、誠にありがとうございます。

最初に、本日の資料の確認をさせていただきます。一番上に「第3回広島市・湯来町合併研究協議会次第」、次に「委員名簿」と「配席図」、次に「第3回広島市・湯来町合併研究協議会資料」と別冊の「広島市・湯来町合併建設計画素案(案)」をお配りしておりますので御確認ください。

本協議会の議事進行は、規約により、会長が議長を務めることになっておりますので、これからは秋葉会長に進行をお願いしたいと思います。それでは、よろしく申し上げます。

(秋葉会長)

委員の皆様方には、お忙しいところ、御出席いただき、誠にありがとうございます。ただいまから、第3回広島市・湯来町合併研究協議会を開催いたします。

本協議会は、本年4月から進めてまいりましたが、本日は、合併協議を予定しております、残ったすべての項目を、議題とすることにしております。皆様方の忌たんのない御意見をいただきますとともに、協議が円滑に進みますよう、御協力をお願い申し上げます。

本日の会議は、出席委員24名で全員出席となっており、広島市・湯来町合併研究協議会規約第7条第3項の規定による定足数を満たしております。

なお、本日の会議の会議録の署名者として、金子委員と山本孝好委員を指名させていただきますのでよろしく願いいたします。会議録を調製した後、確認と署名をいただいた上で、公表したいと思いますので、よろしく願いいたします。

それでは、議事に入らせていただきます。本日は、議題が18件ございます。一括して御説明させていただきますので、御協議をお願いしたいと思います。それでは、事務局から一括して説明をお願いします。

(平城事務局長)

それでは、御説明させていただきます。

資料の1ページをお開きください。議題1の協議番号第9号「合併の期日」でございます。

合併期日につきましては、できるだけ早期に合併したいとの湯来町の強い意向や、総務大臣の告示までの手続に必要な期間等を考慮し、「合併の期日は、平成17年4月25日とする。」として、取り組むことしております。

続きまして、2ページをお開きください。議題2の協議番号第10号「財産及び公の施設の取扱い」でございます。

現況比較としまして、まず、「1 財産」では、(1)の「一般・特別会計に係るもの」の表で、市及び湯来町の行政財産、普通財産、物品、債権、基金の現況をお示ししております。(2)の「企業会計に係るもの」の表では、水道事業、次のページになりますが、下水道事業、観光事業について、有形固定資産と投資の状況をお示ししております。また、参考として、広島市及び湯来町の各会計別の起債残高の現況を比較しております。

4ページをお開きください。

「2 公の施設」でございますが、福祉施設、保健衛生施設、経済振興施設等、教育施設、文化・コミュニティ施設等、スポーツ施設、その他施設及び道路に分類して現況を比較しております。

広島市の公の施設は、合計で2,082の施設と、広島市が管理している道路14,371路線、延長3,940.7キロメートル、湯来町の公の施設は、合計で70の施設と、町道の169路線、延長113.9キロメートルでございます。

調整方針(案)は、「(1) 湯来町の財産は、すべて広島市に引き継ぐものとする。(2) 湯来町の公の施設は、湯来町における使用形態等を考慮して用途を定め、広島市に引き継ぐものとする。」としております。

「湯来町における使用形態等を考慮して用途を定める」とは、湯来町独自の施設や複合的な機能を有した施設、合併を機会に施設用途の変更等が検討されている施設について、広島市が引き継ぐにあたり、現行の使用形態等を考慮するとともに、広島市の施設区分等との整合を図りながら、取扱いを定めるという趣旨でございます。

5ページから8ページにかけまして、湯来町と広島市の公の施設について、平成16年4月1日現在の内容を掲げております。

続きまして、9ページを御覧ください。議題3の協議番号第11号「議会の議員の定数及び任期の取扱い」でございます。

現況比較の欄にありますとおり、広島市では、議員の定数は60人、任期は平成15年5月2日から平成19年5月1日までとなっております。

湯来町では、議員の定数は16人、任期は平成13年9月30日から平成17年9月29日までとなっております。

調整方針(案)は、「議会の議員の定数及び任期の取扱いについては、市町村の合併の特例に関する法律第6条第2項及び第5項の規定により、広島市議会の議員の残任期間に相当する期間並びに広島市及び湯来町の合併後最初に行われる一般選挙により選出される広島市議会の議員の任期に相当する期間、同条第2項に規定する編入合併特例定数をもって広島市議会の議員の定数とし、同条第3項及び第6項の規定により、旧湯来町の区域を区域とする選挙区を設け、選挙を行うものとする。」としております。

これは、一般的に「定数特例制度」と言われているもので、備考欄に掲げておりますように、湯来町の場合、この定数特例による増員数は1人となり、この適用期間は、合併期日における広島市議会議員の残任期間である平成19年5月1日までと、次の一般選挙により選出される広島市議会議員の任期である平成23年5月1日までとなります。

続きまして、10ページをお開きください。議題4の協議番号第12号「合併後における旧湯来町議会議員の取扱い」でございます。

調整方針(案)は、「合併後における旧湯来町議会議員の取扱いについては、広島市及び湯来町の長が協議して定めるものとする。」としております。

続きまして、11ページを御覧ください。議題5の協議番号第13号「合併後における旧湯来町の特別職等の職員の取扱い」でございます。

現況でございますが、(1)の市長及び町長の任期は、広島市長が平成15年2月23日から平成19年2月22日まで、湯来町長が平成15年4月30日から平成19年4月29日までとなっております。

また、(2)から(4)までに、助役、収入役、教育長について、それぞれの任期を記載しております。

なお、(5)から(7)までに、広島市のみにある常勤の特別職の職員として、水道事業管理者、病院事業管理者、代表監査委員の任期を記載しております。

調整方針(案)は、「合併後における旧湯来町の常勤の特別職の職員及び教育長の取扱いについては、広島市及び湯来町の長が協議して定めるものとする。」としております。

続きまして、12ページをお開きください。議題6の協議番号第14号「一般職の職員の取扱い」でございます。

現況比較の欄にありますとおり、1の「職員の定数」については、広島市が11,740人、湯来町が135人となっております。

次に、2の「職員の実数」については、広島市が11,367人、湯来町が113人となっております。

次に、3の「給料表等」については、給料表は各職員の職務に応じて適用されるもので、広島市には9種類、湯来町には2種類の給料表がございます。また、行政職の級に応じた標準職務表を記載しております。

次に、4の「諸手当」についてですが、広島市の手当で湯来町では支給されていないものとして、医師などに支給する初任給調整手当、調整手当、高校の教員に支給する定時制通信教育手当、産業

教育手当、夜間勤務手当、義務教育等教員特別手当、災害時に他の市町村から派遣された職員に支給する災害派遣手当がございます。

13ページを御覧ください。

調整方針(案)は、「(1) 湯来町の定数内の職員は、すべて広島市の職員として引き継ぐものとする。(2) 職員の任免、給与その他の身分取扱いについては、広島市の職員との均衡を失しないよう公正に取り扱うものとする。(3) 合併後における旧湯来町の職員が、合併に基づく事由により退職した場合の退職手当については、優遇するものとする。(4) 前3号の取扱いについての細目は、広島市及び湯来町の長が協議して定めるものとする。」としております。

続きまして、14ページをお開きください。議題7の協議番号第15号「行政機関の取扱い」でございます。

現況比較の欄にありますとおり、「執行機関」と「附属機関」の現況について、15ページ以降に資料でお示ししております。まず、15ページは広島市の行政機構でございます。

16ページをお開きください。合併後に、湯来町の区域が属する行政区である佐伯区の行政機構でございます。17ページは、湯来町の行政機構でございます。

18ページをお開きください。19ページにかけまして、広島市と湯来町の附属機関を掲げております。広島市には、法令によるもの17機関、条例によるもの48機関、計65機関がございます。湯来町には、法令によるもの4機関、条例によるもの16機関、計20機関がございます。

14ページにお戻りいただきまして、調整方針(案)は、「(1) 湯来町の区域内に、佐伯区役所の出張所及び当該出張所の移動窓口を置くものとする。なお、平成17年度においては、住民の利便性を考慮し、急激な変化を来さないよう、出張所の組織、所掌事務等について、適切な措置を講ずるものとする。(2) 湯来町に置かれている附属機関については、特別の措置を講じないものとする。ただし、合併後、広島市における附属機関の組織を構成するに当たっては、旧湯来町の実情を考慮し、必要に応じて適切な措置を講ずるものとする。」としております。

続きまして、20ページをお開きください。議題8の協議番号第16号「一部事務組合等の取扱い」でございます。

現況比較の欄にありますとおり、まず「1 湯来町が加入している一部事務組合」について、名称、共同処理する事務及び組合を組織する地方公共団体をお示ししております。

湯来町が加入しているものとして、山県郡西部衛生組合、山県西部消防組合、広島県市町村職員退職手当組合、広島県市町村公務災害補償組合がございます。

次の「2 公社等」では、広島市と湯来町の公社等の現況をお示ししております。

広島市には、社会福祉法人広島市佐伯区社会福祉協議会など36団体がございます。湯来町には、社会福祉法人湯来町社会福祉協議会及び財団法人湯来振興公社の2団体がございます。

21ページを御覧ください。調整方針(案)は、「(1) 湯来町が加入している一部事務組合のうち、広島県市町村職員退職手当組合及び広島県市町村公務災害補償組合については合併の日をもって脱退し、山県郡西部衛生組合及び山県西部消防組合については広島市がこれらの組合の構成員となるよう所定の手続をとるものとする。なお、平成19年3月31日までに広島市がこれらの組合から脱退する方向で、関係機関と調整するものとする。(2) 湯来町にある公社等のうち、社会福祉法人湯来町社会福祉協議会については社会福祉法人広島市佐伯区社会福祉協議会に、財団法人湯来振興公社については広島市にある公社等に統合するよう、実情を考慮しながら調整するものとする。」としております。

なお、22ページには、広島市にある公社等36団体を掲げております。

続きまして、23ページを御覧ください。議題9の協議番号第17号「消防団の取扱い」でございます。

現況比較の欄にありますとおり、1の「組織及び定数」については、広島市は、広島市消防団の設置等に関する条例及び広島市消防団の組織に関する規則等により、1行政区1消防団の体制をとっており、8消防団81分団、条例定数2,613人としております。このうち、佐伯消防団は、6分団、団定員214人となっております。湯来町は、4分団、条例定数170人となっております。

す。

次に、2の「報酬」については、年単位で支給される年額報酬と、出務ごとに支給される出務報酬がございます。まず、(1)の「年額報酬」については、広島市は、消防団長で7万9千円、以下それぞれ階級ごとに報酬額を定めております。湯来町は、消防団長で10万2千円、以下それぞれ階級ごとに報酬額を定めております。

次に、(2)の「出務報酬」については、出務時間によって、広島市は、5時間以上、2時間以上5時間未満、2時間未満の三つに区分し、報酬額を定めております。湯来町は、4時間以上、4時間未満の二つに区分し、報酬額を定めております。

調整方針(案)は、「(1) 湯来町の消防団は、広島市佐伯消防団に統合してその分団とし、分団の組織等については、市域内の他の分団との均衡を失しないよう措置するものとする。(2) 湯来町の消防団員は、広島市の消防団員として引き継ぐものとする。」としております。

24ページをお開きください。

備考欄にありますとおり、合併後の広島市消防団は、8消防団84分団、条例定数2,753人となり、このうち、佐伯消防団については、9分団、うち湯来町分3分団、団定員354人、うち湯来町分140人となります。

続きまして、25ページを御覧ください。議題10の協議番号第18号「税の取扱い」でございます。

現況でございますが、ここは、制度の統一にあたり調整を要する税目や課税状況に大きな相違がある税目について記載しております。

まず、「法人市・町民税」ですが、これには、均等割と法人税割があります。このうち、法人税割については、広島市では、大法人に係る税率は制限税率の14.7%、小法人に係る税率は標準税率の12.3%であるのに対し、湯来町では、法人の規模にかかわらず、一律に標準税率の12.3%となっております。

次に、「事業所税」です。事業所税は、人口30万人以上の都市等において課税するもので、広島市は課税していますが、湯来町は課税できません。

次に、「都市計画税」です。都市計画税は、市街化区域内の土地又は家屋の所有者に課税するもので、広島市は課税しておりますが、湯来町には市街化区域がないので、課税しておりません。

最後に、「入湯税」です。入湯税は、広島市では、宿泊入湯客は1泊につき150円、日帰り入湯客は1日につき50円であるのに対し、湯来町は、宿泊入湯客、日帰り入湯客とも1日につき150円となっております。

調整方針(案)は、「税は、広島市の制度に統一するものとする。ただし、次の各号に掲げる市税については、それぞれ当該各号に定める取扱いとする。(1) 法人市民税 法人税割の税率については、合併の日以後に終了する事業年度分から統一するものとする。(2) 事業所税 平成17年10月1日以後に終了する事業年度分(個人に係るものについては、平成17年分)から課税するものとする。」としております。

なお、(2)の事業所税については、地方税法において、合併により新たに事業所税を課税する場合には、合併の日の翌日から、6か月を経過する日の属する月の初日以後から課税を開始する、とされていることによるものです。

続きまして、26ページをお開きください。議題11の協議番号第19号「国民健康保険事業の取扱い」でございます。

現況でございますが、大きな相違があるのは、保険料・保険税の賦課方式でございますので、これを中心に御説明いたします。

2の「保険料・税の賦課状況」にありますとおり、広島市は保険料を採用し、湯来町は保険税を採用しております。

(1)の「保険料率」及び「保険税率」については、広島市は所得割、被保険者均等割及び世帯別平等割の3方式、湯来町はそれに資産割を加えた4方式を採用しております。

(2)の「所得割算定基礎」については、広島市では市民税の所得割額を、湯来町では国民健康保険

独自の算定方式である、前年の総所得金額及び山林所得金額の合計額から町民税基礎控除額を差し引いた額を採用しております。

(3)の「限度額」については、医療分、介護分とも、広島市と湯来町は同額となっております。

(4)の「納期・回数」については、広島市は6月から3月までの10回、湯来町は7月から2月までの8回となっております。

(5)の「保険料(税)の現況比較」については、28ページをお開き下さい。所得段階別の保険料(税)額について、モデルケースとして、夫婦と子1人の3人で、給与収入世帯の場合を想定した比較表を掲げております。下のグラフでもお示ししておりますが、所得の低い階層では、湯来町よりも広島市が低くなっており、給与収入が340万円を超えたところで逆転し、それより所得の高い階層では、広島市の方が高くなっております。

26ページにお戻りください。

3の「保険給付」、4の「保健事業」については、記載しているとおりでございます。

27ページを御覧ください。

調整方針(案)は、「国民健康保険事業は、広島市の制度に統一するものとする。ただし、制度の統一により保険料が増加する世帯については、平成17年度から2年度間、減額の措置を講ずるものとする。」としております。備考欄には、広島市の保険料に統一した場合、保険料が増加あるいは減少する湯来町の世帯数をお示ししております。

続きまして、29ページをお開きください。議題12の協議番号第20号「介護保険事業の取扱い」でございます。

現況比較の欄にありますとおり、「高齢者数等の状況」については、高齢化率は、広島市の15.9パーセントに対し、湯来町は27.5パーセントで、湯来町の方が11.6ポイント高くなっております。

一方、高齢者数に対する要介護・要支援認定者数の割合である出現率については、広島市の18.3パーセントに対し、湯来町は17.8パーセントで、湯来町の方が0.5ポイント低くなっております。

次に、65歳以上の方々に負担していただく「第1号被保険者の保険料」についてでございます。介護保険制度における標準的な所得段階とされている第3段階の保険料、これを「基準額」と呼んでおりますが、現行の保険料の基準額で比較しますと、広島市は月額3,887円、湯来町は月額3,425円で、広島市のほうが462円高くなっております。

また、「普通徴収の方法によって徴収する第1号被保険者保険料の納期」については、広島市が4月から3月までの12期であるのに対し、湯来町は7月から2月までの8期となっております。

なお、「その他各種事務」については、30ページから32ページにかけて、現況比較を掲げております。

29ページにお戻りください。

調整方針(案)は、「介護保険事業は、広島市の制度に統一するものとする。」としております。

続きまして、33ページをお開きください。議題13の協議番号第21号「保健・福祉事業の取扱い」でございます。

現況でございますが、ここでは、事業実施の対象となる「要援護者等の状況」を、平成16年3月31日現在の人数と対人口比でお示ししております。

調整方針(案)は、「保健・福祉事業は、原則として広島市の制度に統一するものとする。」としております。したがって、湯来町にのみある事業は、原則として廃止することになります。

なお、備考欄にありますとおり、「保健・福祉事業の内訳」は、広島市及び湯来町の両方にある事業140事業、広島市にのみある事業253事業、湯来町にのみある事業10事業、合計で広島市は393事業、湯来町は150事業となっております。

34ページから44ページにかけて、それぞれの内訳を、資料1から3までとして掲げております。また、45、46ページには、保育園の運営(保育料)について、現況比較を掲げております。

続きまして、47ページをお開きください。議題14の協議番号第22号「ごみ及びし尿処理事業の取扱い」でございます。

現況でございますが、まず、1の「ごみ処理事業」についてでございます。

(1)の表は、家庭から排出されるごみの分別区分、収集回数及び収集体制を示したものでございます。まず、「分別区分」については、広島市は、可燃ごみ、資源ごみ、不燃ごみ、有害ごみ、リサイクルプラ、ペットボトル、その他プラ及び大型ごみの8区分ですが、湯来町は、大きく分けると、燃えるごみ、燃えないごみ、プラスチックごみ及び粗大ごみの4区分となっております。

次に、「収集回数」については、例えば、可燃ごみは、広島市は週2回ですが、湯来町は週1回、地域によっては週3回となっております。

次に、「収集体制」については、広島市は、市の直営又は民間業者及び財団法人広島市環境事業公社への委託ですが、湯来町は、山県郡西部衛生組合の直営又は同組合から民間業者への委託となっております。

48ページをお開きください。

(2)の表は、ごみの収集運搬や処分の手数料及び処理業の許可申請に係る手数料を示したものでございます。まず、家庭ごみの処理に係る手数料については、広島市は大型ごみの収集運搬手数料以外は無料ですが、湯来町はすべて有料となっております。

また、表の中ほどに示していますが、事業ごみの処分手数料については、広島市に比べて湯来町の方が高額となっております。

一方、表の下の方に示していますが、一般廃棄物処理業に係る許可申請手数料等については、広島市に比べて湯来町の方が低額となっております。

49ページを御覧ください。2の「し尿処理事業」についてでございます。

まず、(1)の「収集回数」については、広島市、湯来町とも、原則として月1回となっております。

また、「収集体制」については、広島市は、財団法人広島市環境事業公社及び民間業者への委託ですが、湯来町は、山県郡西部衛生組合の直営となっております。

次に、(2)の「手数料」については、広島市は、一般家庭と一般家庭以外に大別し、さらに、一般家庭については、ホースの長さ、収集回数及び便槽数等の区分に応じた金額をそれぞれ設定しております。一方、湯来町は、一律1リットルにつき20円となっております。

例えば、一般家庭の1人当たりの手数料について御説明しますと、1人当たりの月平均し尿収集量はおおむね36リットルですが、広島市の場合は、収集量にかかわらず、(2)の表の一番上に示しているホース30メートル未満では、消費税等を含めて200円となります。一方、湯来町の場合は、1リットルにつき20円ですから、収集量36リットルですと、消費税等を含めて756円となります。

以上、御説明したとおり、広島市と湯来町とでは、ごみ及びし尿とも、収集体制、手数料などが大きく異なっております。このため、調整方針(案)は、「ごみ及びし尿処理事業は、広島市の制度に統一するものとする。ただし、広島市が山県郡西部衛生組合の構成員である間は、現行のとおりとするものとする。」としております。

続きまして、50ページをお開きください。議題15の協議番号第23号「水道事業の取扱い」でございます。

現況比較の欄にありますとおり、1の「水道料金」については、広島市、湯来町とも、(1)の「基本料金」と(2)の「従量料金」又は「超過料金」の2部料金制となっております。

(1)の「基本料金」については、これは1か月当たりの料金でございます。広島市は、メーターの口径別に設定しているのに対し、湯来町は、メーターの口径にかかわらず、一律の金額設定となっております。

次に、(2)の「従量料金」、湯来町の場合は「超過料金」ですが、これも1か月当たりの料金でございます。広島市の従量料金は、家事用、業務用等に用途を区分しておりますが、湯来町の超過料金は、用途を区分せずに、金額を設定しております。また、広島市は、使用水量が多くなるにつれて単価が高くなる逓増制ですが、湯来町は、一律の金額設定となっております。

5 1 ページを御覧ください。

2 の「メーター使用料」については、広島市は、基本料金に含めているため、設定しておりませんが、湯来町は、水道料金とは別に設定し、使用料を徴収しております。

参考として、「使用水量別の料金比較」を掲げております。これは、用途別、メーターの口径別、使用水量別に、広島市と湯来町の 1 か月当たりの水道料金等を比較した表で、湯来町はメーター使用料を含めております。一番右側の比較欄(A) - (B)を御覧ください。

金額に がついているものは広島市が安く、 がついていないものは広島市が高くなっております。ちなみに、家事用については、湯来町では、設置件数が最も多いメーターの口径は 1 3 ミリメートルで、1 か月の平均使用水量は 1 5 立方メートルです。

このケースでの料金を比較したのが、表の上から 2 段目を太枠で囲っているところでございます。広島市の 1 , 4 0 7 円に対して湯来町は 1 , 4 2 5 円で、広島市の方が 1 8 円安くなっております。このように、広島市の料金の方が安くなるケースは、湯来町の約 3 分の 2 の世帯に該当します。

これに対し、業務用については、メーター口径が 4 0 ミリメートル、5 0 ミリメートルのケースにもありますように、使用水量が多いと、広島市の方が高くなっております。この理由としては、広島市では生活用水に配慮し、家事用を中心に、使用水量が少ない方の料金を安くしている一方で、業務用などの大口使用者の料金を高くしていることによります。

5 2 ページをお開きください。

3 の「施設整備納付金」及び 4 の「設計審査手数料・工事検査手数料」でございます。これらは、家屋やビル等の建築に伴う給水装置の新設や増設等の際に徴収しているものでございます。3 の「施設整備納付金」、4 の「設計審査手数料・工事検査手数料」については、広島市はメーターの口径別に設定していますが、湯来町は一律の金額設定としており、広島市がすべて高くなっております。

次に、5 の「指定給水装置工事業者指定手数料」でございます。広島市では、給水装置工事を適正に施行することができる事業者として、指定する際に、徴収しておりますが、湯来町では徴収しておりません。

以上が現況比較でございますが、（こめじるし）にありますとおり、湯来町においては、水道料金等の収入だけでは維持管理経費を賄えないため、その収支不足分を一般会計から繰り入れることにより、水道料金等を安価に設定しております。

続きまして、調整方針（案）ですが、安全な水道水を安定的に供給するため、水質管理、施設の維持管理を強化し、給水サービスの水準を広島市に合わせることから、「湯来町が経営する簡易水道事業及び専用水道は、広島市が引き継ぎ、水道料金その他の供給条件については、広島市の水道事業の例によるものとする。」としております。

なお、参考として、5 3 ページに、広島市と湯来町の事業概要及び湯来町が経営する簡易水道事業等の概要を掲げております。

続きまして、5 4 ページをお開きください。議題 1 6 の協議番号第 2 4 号「下水道事業の取扱い」でございます。まず、1 の「公共下水道事業」についてでございます。

広島市では、市街化区域を対象に、「公共下水道」として、下水道施設の整備を行っておりますが、湯来町では、市街化区域以外の地域でも、水質保全上、下水道整備を行う必要がある場合に設置が認められます「特定環境保全公共下水道」により、平成 8 年度から、下水道施設の整備を行っております。

また、湯来町では、後ほど御説明します「下水道使用料」や「受益者負担金」など事業内容については、公共下水道事業よりも先行して整備している同町の農業集落排水事業の例により行っております。

現況でございますが、まず、(1)の「下水道使用料」でございます。アの表は、1 か月当たりの「使用料体系」を示しております。

広島市では、汚水排出量に応じた使用料となっておりますが、湯来町では、先行して整備している農業集落排水事業と同一の料金体系としており、一般家庭用は、基本料金としての世帯割と世帯

人員による人員制によって、また、事業所用は、使用人員に応じた使用料となっております。

55ページを御覧ください。(2)の「下水道事業受益者負担金」でございます。

これは、下水道が整備され、処理が開始されますと、汚水の排除、水洗便所への改造により環境改善が図られ、利便性、快適性が向上することから、その区域内に土地を所有されている方に、下水道整備に係る建設費の一部を負担していただく制度でございます。

広島市では、負担金として1平方メートル当たり187円で、年4回の5年、計20回の分割徴収としておりますが、湯来町では、分担金として1戸当たり30万円で、一括徴収となっております。

次に、(3)に記載しております、私道のみ隣接する建物の所有者が、当該私道内に共同で排水設備を設置する場合に、その工事費の一部を補助する制度であります「私道内排水設備布設工事費補助金」、また、(4)に記載しております、くみ取り便所を水洗便所に改造する工事、又は、し尿浄化槽や集合住宅などの大型浄化槽を廃止する資金を無利子で貸し付ける制度であります「水洗便所設備資金貸付金」、さらに、56ページの(5)に記載しております、生活扶助を受けておられる世帯が、くみ取り便所を水洗便所に改造、又は、し尿浄化槽を廃止する工事を行う場合に、その資金を補助する制度であります「生活扶助世帯水洗便所設備工事費補助金」については、いずれも、広島市に制度はありますが、湯来町にはありません。以上が、「公共下水道事業」の現況比較でございます。

57ページを御覧ください。2の「農業集落排水事業」についてでございます。

この事業は、農業振興地域内の集落を対象に、生活環境の向上と農業用水路や河川などの公共用水域の保全を図り、生産性の高い農業の実現と活力ある農村社会を形成することを目的としているものでございます。

現況でございますが、まず、(1)の「農業集落排水処理施設の使用料」でございます。アの表は、1か月当たりの「使用料体系」を示しております。広島市、湯来町ともに、人員制により徴収しております。

広島市では、税込みで、一般家庭用は、基本料金としての世帯割が740円、世帯人員1人当たりが970円となっており、事業所用は、基本料金としての事業所割が740円、事業所の面積から算定した処理対象人員1人当たりが970円となっております。

湯来町では、税抜きで、一般家庭用は、世帯割が1,500円、税込みでは1,575円、世帯人員1人当たりが500円、税込みでは525円となっており、事業所用は、処理対象人員に応じた使用料となっております。

58ページをお開きください。参考として、「人員別の料金比較」を掲げております。

これは、一般家庭用、事業所用別、人員別に、広島市と湯来町の1か月当たりの料金を比較した表です。一番右側の比較欄(A) - (B)を御覧ください。金額に がついているものは広島市が安く、がついていないものは広島市が高くなっております。

一般家庭用については、1人世帯以外は、すべて広島市の方が高くなっております。

事業所用については、事業所の処理対象人員の算定方法が、広島市と湯来町とでは異なるため、一律に比較はできませんが、処理対象人員ごとの料金設定は、広島市の方が高くなっております。

次に、(2)の「農業集落排水事業受益者分担金」でございます。

これは、農業集落排水処理施設を使用することで、環境改善が図られ、利便性や快適性が向上することから、この利益を受ける方に、建設費の一部を負担していただく制度でございます。

広島市では、それぞれの処理区域ごとに要した建設費の5%を、計画戸数で除した額を、1建築物当たりの分担金としていますが、湯来町では、一律1戸当たり30万円で、一括徴収となっております。

59ページを御覧ください。

(3)に記載しております、水洗便所等排水設備の工事を行う生活扶助世帯に対し、工事に要する経費を補助する制度であります「生活扶助世帯に対する水洗便所設備補助金」、また、(4)に記載しております、くみ取り便所を水洗便所に改造したり、し尿浄化槽を廃止する工事を行う者に対し、金融機関から借り入れた資金に係る支払利子について、広島市が補助を行う制度であります「農業集

落排水設備改造資金利子補給」については、いずれも、広島市に制度はありますが、湯来町にはありません。以上が「農業集落排水事業」の現況比較でございます。

続きまして、調整方針（案）ですが、先ほど、御説明したとおり、湯来町の公共下水道事業は、同町で先行して整備している農業集落排水事業と、所管省庁や適用法令の違いはあるものの、いずれも汚水処理を行うための事業であることから、湯来町民の負担を公平にするため、使用料、分担金など事業内容を、農業集落排水事業に合わせております。

こうしたことから、湯来町住民間における、下水道事業としての公平性を維持するため、調整方針（案）は、「(1) 公共下水道事業は、広島市が引き継ぎ、下水道使用料その他の制度については、原則として広島市の農業集落排水事業の例によるものとする。(2) 農業集落排水事業は、広島市が引き継ぎ、原則として広島市の制度に統一するものとする。」としております。

なお、備考欄にありますとおり、水内川^{みのちがわ}処理区のうち、事業認可済区域の公共下水道事業、^{ゆずりは}欄地区、太田部^{おおたぶ}地区及び鹿ノ道^{かのみち}地区の農業集落排水事業においては、既に地元説明を行い、事業を行っているため、分担金の額等は、現行のとおりとすることにしております。また、参考として、事業概要を掲げております。

続きまして、60ページをお開きください。議題17の協議番号第25号「都市計画の取扱い」でございます。

現況でございますが、「広島圏都市計画区域」と「湯来都市計画区域」の比較をお示ししております。「広島圏都市計画区域」は、中四国地方の先進的な高次都市機能を担う中枢拠点都市圏を将来像とし、大竹市から呉市までの4市5町で構成されております。また、政令指定都市を含むことから、都市計画法の規定により、市街化区域と市街化調整区域の区域区分を定めております。

「湯来都市計画区域」は、自然と共生するふれあい交流型観光都市を将来像とし、湯来町の一部で構成されております。また、市街化区域と市街化調整区域の区域区分は定めておりません。

合併後、湯来都市計画区域は、政令指定都市を含む広島圏都市計画区域の一部となることから、都市計画法の規定により、同区域においても、市街化区域と市街化調整区域の区域区分を定める必要があります。

このため、調整方針（案）は、「湯来都市計画区域は、現行のとおり引き継ぐものとし、同区域の広島圏都市計画区域への編入及び市街化区域と市街化調整区域の区域区分の定めについては、説明会、公聴会等による住民意見を踏まえ、広島県の都市計画決定に向けて、協議を進めるものとする。」としております。備考欄には、「都市計画(編入及び区域区分)決定の手続」をお示ししております。

続きまして、議題18の「広島市・湯来町合併建設計画素案（案）」でございます。

本日は、パワーポイントを使用して御説明いたします。準備に少しお時間をいただきたいと思います。

それでは、広島市・湯来町合併建設計画素案（案）について、御説明いたします。

「第1 序論」でございます。序論は、「合併の必要性」、「計画の概要」、「広島市と湯来町の概況」の三つで構成しております。

まず、「合併の必要性」でございます。

一つ目として、日常生活圏の一体化への対応でございます。近年、広島市と湯来町との日常生活面でのつながりは、非常に強いものとなっており、合併により、一つの行政体として地域の課題を総合的に解決していくことが可能となります。

二つ目として、豊かな自然環境と共生する潤いのある都市づくりの推進でございます。合併により、温泉を活用した施策展開や観光施策の振興が図られるなど、豊かな自然環境と共生する潤いのある都市づくりをより効果的に推進していくことが可能となります。

三つ目として、地方分権の推進と行財政基盤の強化でございます。地方分権の推進や非常に厳しい財政状況の中で、多様化する住民ニーズに的確に対応することが求められており、湯来町においては、合併により、行財政基盤の強化とこれまで以上に効率的な行財政運営を行いながら、まちづくりを展開していくことが可能となります。

次に「計画の概要」でございます。本計画は、「計画の趣旨」、「計画の構成」、「計画の期間」の三つで構成しております。

まず、「計画の趣旨」でございますが、この計画は、編入後の湯来地区のまちづくりの目標や方向などを基本構想として定めるとともに、これに基づく事業計画を作成し、その実現により、広島市との一体化を進め、地域の発展と住民福祉の向上を図ろうとするものでございます。

次に、「計画の構成」でございますが、この計画は、基本構想、事業計画、公共的施設の統合整備、及び財政計画で構成しております。また、「計画の期間」でございますが、平成17年度(2005年度)から平成26年度(2014年度)までの10年間としております。

次に「広島市と湯来町の概況」でございます。「広島市と湯来町の概況」は、「位置と地勢」、「人口と世帯」の二つで構成しております。

まず、「位置と地勢」でございますが、湯来町は広島市の西部地域に隣接しております。面積は、広島市が742.03平方キロメートル、湯来町が162.87平方キロメートル、市と町、合計で904.9平方キロメートルとなっております。

次に「人口と世帯」でございます。平成12年(2000年)の国勢調査によりますと、広島市の人口は112万6,239人、世帯数は46万422世帯、湯来町の人口は7,895人、世帯数は2,713世帯、市と町、合計で人口は113万4,134人、世帯数は46万3,135世帯となっております。

続きまして、「第2 基本構想」でございます。基本構想は、「湯来地区の広島市における位置付けと役割」、「まちづくりの目標と方向」、「土地利用構想」の三つで構成しております。

まず、「湯来地区の広島市における位置付けと役割」でございます。湯来地区は、「湯来温泉」や「湯の山温泉」をはじめとする、恵まれた自然資源を有しており、これまでも広島市民の健康増進、憩いの場やレクリエーション機能の提供、広島市の水源かん養や防災機能などを担ってきました。

今後は、その恵まれた自然環境を生かし、ゆとりある居住環境や豊かな自然の恩恵を享受できる滞在・定住の場としての役割を果たすことなどにより、広島市の「文化都市の理念」に基づく都市づくりの一翼を担っていくこととします。

続きまして、「まちづくりの目標と方向」でございます。第3次湯来町長期総合計画並びに湯来町まちづくりビジョンの理念を継承し、第4次広島市基本計画との整合を図り、湯来地区のまちづくりの目標を、「豊かな自然と調和した潤いと活力のあるまちづくり」と定めております。そして、この目標を実現するため、次の三つをまちづくりの方向として掲げております。

まず、「多彩な地域資源を活用した交流を支えるまちづくり」でございます。湯来地区の恵まれた地域資源を活用し、体験学習や憩いの場として多くの人々が訪れ、ふれあいと交流をはぐくむことができるまちづくりを進めることにしております。

次に、「自然環境と共生する快適で住みよいまちづくり」でございます。湯来地区の貴重な自然環境との共生や農林業の振興に配慮した快適で住みよいまちづくりを進めることとしております。

最後に、「健康で安心して生き活きと暮らせるまちづくり」でございます。保健・医療・福祉サービスの総合的な提供体制を確立するとともに、次代を担う人材の豊かな人間性の育成や、地域における自主的なまちづくり活動の振興などを図り、だれもが安心して快適に暮らせるまちづくりを進めることとしております。

続きまして、「湯来地区土地利用構想」でございます。湯来地区を土地利用などの特性に応じて、四つのゾーンに区分し、それぞれの個性を生かした地域づくりを推進することとしております。

一つ目は、「交流・ふれあいゾーン」でございます。湯来温泉から湯の山温泉にかけての地区などを交流・ふれあいゾーンと位置付け、人や自然との豊かな交流・ふれあいの場の形成を図ります。

二つ目は、「居住ゾーン」でございます。平地部や丘陵地等を居住ゾーンと位置付け、地区の特性や既存施設を生かしながら、安全で快適な居住環境の確保に努めてまいります。

三つ目は、「自然緑地ゾーン」でございます。湯来地区の大部分を占める緑豊かな山々を自然緑地ゾーンに位置付け、自然とふれあえる環境づくりに取り組みます。

最後に、「水域ゾーン」でございます。太田川や水内川^{みのちがわ}、八幡川周辺などを水域ゾーンに位置付け、

河川環境や動植物等の生態系に配慮した水際空間の形成を図ります。

続きまして、「第3 事業計画」でございます。事業計画は、基本構想で定めたまちづくりの目標や方向を実現するための具体的な施策を定めたもので、画面は施策体系図でございます。

図の左から、「まちづくりの目標」及び「まちづくりの方向」を示し、さらに、この分類に沿って、「主要施策」を整理しております。

それでは、まず、「多彩な地域資源を活用した交流を支えるまちづくり」に関する主要施策から説明させていただきます。

湯来地区は、湯来温泉や湯の山温泉という古くから栄えた歴史と由緒ある二つの温泉を擁し、清流や景勝地など豊かな自然に恵まれ、毎年多くの方が訪れています。

しかしながら、国民宿舎「湯来ロッジ」の老朽化、県内外での類似施設の増加、道路交通網整備の遅れなどにより、平成9年（1997年）をピークに観光客が減少しており、せっかくの地域資源を十分活用しているとは言えない状況にあります。このため、交流施設の整備と道路網の整備を推進することにより、地区の発展を促すこととしております。

まず、「交流施設の整備」でございますが、概算事業費は、14億9,600万円としております。

湯来地区の最大の特長である温泉と自然を活用し、国内外や地域間の交流を促進するとともに、交流・体験などの新たな観光ニーズに対応するため、老朽化した国民宿舎「湯来ロッジ」に替え、住民や来訪者の癒しとふれあいの場として、多彩な機能を有する新たな交流施設を整備いたします。

また、この交流施設を核として、地区内の多くの地域資源のネットワーク化を図り、湯の山温泉館やクアハウス湯の山をはじめとする既存の交流施設の有効活用を進めることとしております。

さらに、ホテルの里遊歩道や、公園を整備するとともに、祭行事や伝統芸能などを生かして、広島市が進めるビクターズ倍増計画の一翼を担う地区として、魅力あるまちづくりを進めてまいります。

次に、「道路網の整備」について御説明いたします。概算事業費は、220億5,800万円としております。画面の太線で囲んだ部分が湯来地区を表しています。

まず、湯来地区の国道の状況について御説明いたします。湯来地区には、国道433号、国道488号、国道191号の3本の国道がございます。また、国道と連絡して、県道五日市筒賀線、県道広島湯来線、県道久地伏谷線をはじめとする10本の県道が走っております。

これらの道路網の整備に関し、まず、道路整備事業について御説明いたします。湯来地区の恵まれた地域資源を有効に活用し、ふれあいと交流をはぐくむまちづくりを促進していくため、道路ネットワークの向上等を図ることとして、国道433号、国道488号、国道191号の整備や、県道五日市筒賀線、県道広島湯来線などの整備を推進することとしております。また、地区全体が一体感を持って発展し、より活発な交流が促進されるよう、町道の整備を推進いたします。

次に、街路整備事業といたしまして、湯来地区と佐伯区中心部とのアクセス向上等を図るため、畑口寺田線・吉見倉重線の整備、及び駅前線の整備を進めることとしております。

続きまして、「自然環境と共生する快適で住みよいまちづくり」に関する主要施策について、御説明いたします。

まず、「上下水道等の整備」でございます。概算事業費は、19億3,700万円となっております。

湯来地区には、現在、水道施設として、下地区、湯来地区、桐地区の3か所に簡易水道施設が、大谷地区に専用水道施設がございます。水道施設整備については、住民の暮らしや社会経済活動を支える重要なライフラインであることから、安全で良質な水を安定して供給するため、浄水場や配水池に監視装置などを設置し、水道水の安全性と安定性の向上を図っていくこととしております。

また、下水道施設として、現在、湯来地区には、特定環境保全公共下水道が水内川周辺にあり、太田部地区と桐地区に農業集落排水施設がございます。公共下水道施設については、現在、湯来町が水内川周辺で行っている特定環境保全公共下水道整備事業を継続して実施することとしております。

農業集落排水施設については、新たに鹿ノ道地区に排水施設などを整備するとともに、既存の農

業集落排水施設の浄化センターに監視装置などを設置し、処理水の水質悪化などを早期に発見し、対応できる体制の確保を図ってまいります。

さらに、下水道施設未整備地区においては、浄化槽の設置補助を行い、適正な生活排水の処理を促進いたします。

次に、「農林業の振興」でございます。概算事業費は、8億4,000万円としております。

湯来地区の特性を生かした農林業の振興を図るため、農道、林道、農業用水路の整備を進めるとともに、広島県の実施する事業といたしまして、土地改良事業や森林居住環境整備事業を行ってまいります。

次に、「廃棄物対策の推進」でございます。概算事業費は、2億3,900万円としております。

「循環型社会」の実現を目指し、廃棄物の発生抑制やリサイクルを推進するとともに、発生した廃棄物を適正に処理する環境に配慮した処理施設を確保するため、湯来地区へのごみ最終処分場の整備に向けた調査を行ってまいります。

続きまして、「健康で安心して生き生きと暮らせるまちづくり」に関する主要施策について、御説明いたします。

まず、「生涯学習関連施設の整備」でございます。概算事業費は、1億1,200万円としております。

湯来地区には、湯来南公民館と湯来西公民館の二つの公民館がございますが、生涯学習の核となる施設として、住民が安心して気持ちよく使えるように、空調設備などの改修を行います。

次に、「教育環境の整備」でございます。概算事業費は、6億1,000万円としております。

湯来地区には、湯来中学校、^{まごたに}砂谷中学校の二つの中学校と、湯来東小学校、湯来西小学校、湯来南小学校の三つの小学校がございます。まず、小学校整備事業でございますが、すべての小学校の保健室、職員室などへの空調設備の設置や校内LANなどの整備を進めるとともに、校舎や屋内運動場などの必要箇所の改修等を行うこととしております。

また、中学校整備事業でございますが、二つの中学校にプールを新設するとともに、小学校整備と同じように空調設備の設置や校内LANなどの整備、校舎や屋内運動場などの必要箇所の改修等を行うこととしております。

次に、「子育てにやさしい環境づくり」でございます。概算事業費は、8,800万円としております。

湯来地区には、湯来保育園と湯来南保育園の二つの保育園がございますが、両保育園に、自園給食調理設備や空調設備の整備などを進めることにより、保育サービスの一層の充実を図ってまいります。

次に、「福祉のまちづくりの推進」でございます。概算事業費は、2億4,600万円としております。

湯来地区にある総合福祉センター、農村環境改善センター、図書館などの公共施設について、手すりや点字ブロックの設置など、福祉環境の整備を行ってまいります。

次に、「災害に強いまちづくりの推進」でございます。概算事業費は、20億3,300万円としております。

湯来地区は、急しゅんな地形や複雑な流路を呈している河川が多く、自然災害が発生しやすい状況にあります。このため、道路や民地へ冠水するおそれのある河川を計画的に整備していくとともに、広島県が行う事業といたしまして、^{きろだにがわ}木路谷川えん堤の整備などの通常砂防事業を行ってまいります。

また、防災行政無線やサイレンの設置などの情報収集・連絡体制の整備、消防力強化のための消防施設等の整備や、消防団の充実・強化、避難場所となる各小学校に食料、生活必需品を備蓄するなど、広島市域と一体となった広域的な消防防災体制の整備を図ってまいります。

次に、「庁舎の整備」でございます。概算事業費は、3,000万円としております。多様な行政ニーズに対応し、効率的、機能的な行政運営を行うため、湯来地区にふさわしい規模・機能の庁舎を整備します。

以上、御説明いたしました事業の概算事業費のまとめでございますが、「多彩な地域資源を活用した交流を支えるまちづくり」に235億5,400万円、「自然環境と共生する快適で住みよいまちづくり」に30億1,600万円、「健康で安心して生き生きと暮らせるまちづくり」に31億1,900万円、小計296億8,900万円で「事業実施に伴う公債費」36億5,000万円を含め、概算事業費は、合計333億3,900万円でございます。

最後に、「第4 公共的施設の統合整備」でございますが、公共的施設の有効活用や効率的な管理運営などに努め、施設の統合整備にあたっては、住民の利便性を確保し、生活に急激な変化を及ぼさないよう十分配慮するとともに、地域の特性やバランスを考慮しながら、計画的に取り組むものとしてします。

パワーポイントでの御説明は、以上のとおりでございます。引き続き、財政計画について、お配りしている資料で御説明させていただきます。

お手元の「広島市・湯来町合併建設計画素案(案)」の28ページ、最後でございますが、「第5 財政計画」のページをお開きください。

合併建設計画の策定にあたりましては、合併特例法第5条の規定により、合併市町村の財政計画を定めることとされており、これに基づいて、合併建設計画期間である平成17年度から26年度までの10か年度において、湯来町と合併した後の広島市の財政推計をお示したものでございます。

当財政計画は、ページの一番下に記述しておりますように、一般会計を対象として、広島市分は平成16年度当初予算の規模を10年間据え置き、これに湯来町分の10年間の財政規模と、国・県の合併支援策や合併に伴う影響額を加味して策定しており、右端の合計欄にありますように、10年間の歳入・歳出の合計額は、それぞれ約5兆3,959億円と見込んでおります。

このうち、広島市分を除いた、湯来町分の財政規模と合併に伴う影響額を合せた10年間の歳入・歳出の総額につきましては、それぞれ約739億円になると見込んでおります。

具体的には、歳入では、湯来町分の10年間の歳入に加え、普通交付税の合併補正や、特別交付税による措置、合併建設計画に基づいて実施する事業に適用でき、元利償還金を交付税で措置される有利な地方債である合併特例債、合併推進交付金などの国・県の財政支援策や、国県道管理をはじめとする湯来町域の県所管事務の権限委譲による地方譲与税等の増収額などを見込んでおります。

また歳出では、湯来町分の10年間の歳出に加え、特別職等の人件費の削減額や、県所管事務の権限委譲等による国県道の維持補修費や扶助費の増加額、合併建設計画で見込んでいる投資的経費や公債費、その他各事務事業の合併に伴う事業費の増減額を見込んでおります。

このように、国・県の財政支援策等を活用することにより、合併建設計画に掲げている多くの事業を実施することが可能となっております。

説明は以上でございます。

(秋葉会長)

大変長い説明でしたが、ただいまの説明について、何か御質問、御意見等ございましたらお願いいたします。はい、どうぞ。

(山本孝好委員)

議題7の「行政機関の取扱い」について、2点ほどお聞きしたいのですが、湯来町の窓口業務については、本庁のほか、支所、郵便局が利用されております。今回の調整方針案では、出張所以外に出張所の移動窓口が提案されておりますが、出張所の移動窓口とはどういったものなのか、また、どのように運営されるのか、お聞きいたします。

2番目に、本町の^{まごたに}砂谷支所についてはどうなるのかということですが、砂谷支所は本庁よりむしろ多くの町民に利用されているのが実情でございます。これを廃止することは、町民生活へのデメリットが非常に大きいと思いますので、是非とも存続の方向で再検討していただきたいということ

でございます。以上、どうかよろしくお願ひいたします。

(秋葉会長)

事務局のほうで、はい、どうぞ。

(広島市市民局区政調整担当課長)

市民局の区政調整担当課長でございます。

移動窓口と申しますのは、現在、広島市の安佐北区の安佐出張所と安芸区の中野出張所に設置し運営しておりますが、これはあらかじめ曜日と時間を定めまして、地域の複数箇所を巡回いたしまして、戸籍の謄抄本、住民票の写し、外国人登録原票記載事項証明書などの交付請求の受付及び交付を行いますほか、市税、国民健康保険料、国民年金保険料などの収納や、これら徴収金に係る諸証明の交付請求の受付及び交付を行うものでございます。住民の方々はあらかじめ電話で申請をいたしまして、定められた日時にこれを受け取りに向向いていただくというふうな制度でございます。

広大な区域に少人数の集落が点在するという湯来町の特性から、一つの連絡所よりも複数箇所を巡回する移動窓口のほうが湯来町全域での利便性が向上するものと考えて、調整方針の案といたしました。砂谷地区の住民の皆様にとっては、合併によりまして、住民票等の証明は、佐伯区役所や広島市のその他の区役所、あるいは出張所、あるいはバスセンターのサービスコーナーなどでも手続が可能となります。また、戸籍等の届出につきましても、湯来町内の出張所のほか、佐伯区役所でも可能となりますことから、利便性が大きく低下するものとは考えておりませんし、移動窓口の設置によりまして、湯来町全域での利便性が向上するものと考えておりますので、御理解をいただきたいと思ひます。以上でございます。

(秋葉会長)

よろしいでしょうか。はい。そのほかに、御意見あるいは御質問ございますでしょうか。はい、どうぞ。

(平木委員)

あの、1点ちょっと確認をさせていただきたいと思うんですが、広島市の特別委員会で出された意見なんですが、議題3の議員の定数及び任期の取扱いということなんですが、今、広島市の議員定数は60名ということで、人口比で割ると大体18,000人から19,000人に1名の議員が出ています。今回湯来町の方で定数特例の選挙をやられると、大体まあ8,000人弱ですかね。そういうかたちで、いささかこの、人口比の比率を欠くことになるんじゃないか。定数削減が叫ばれている中で、こうした状況を作るのはいかがなものか、という意見が出されております。

これはまあ、議会も議会改造の一環として定数削減等は、来年の国勢調査の結果を踏まえて我々も主張させていただいているところであり、こうした改革も進めていかなければいけないとは思っているんですけども、ただ、合併という特別な事情の中で、合併した時点で町長さんもここにいらっしゃる議員さんも職を離れると、そういう特別な事情の中で、一律にこの地域と広島市内の地域と一律に論じていいものか、そういった議論もあるわけで、やはり、この地域の代表、少なくとも1名は議会にやっぱり出していただくべきではないか、そういった御意見もある。両方の意見があるわけなんですけれども、これから合併建設計画を進めていく上で、ごみの処分場の問題とか、そういった問題もございまして、やはり、地域の代表の方が1人いらっしゃるほうが、そうした問題も議論しやすいのではないかと。まあそうした考え方もある。

これは両方一理あるうかと思うんですが、そこで1点ちょっと確認をさせていただきたいんですけども、過去の合併において、どのような形態が取られているのか、それを確認、広島市を含め、広島市以外もですね、含めて。それと、在任特例、定数特例、双方を適用しなかった例があるのかどうか。そのへんをちょっと確認をさせていただきたいと思ひます。

(秋葉会長)
はい、事務局。

(北吉事務局次長)
事務局次長でございます。

市町村の合併におきます、議会の議員の取扱いにつきましては、今、委員御指摘のように、定数特例と在任特例という制度が合併特例法に定められております。

まず、本市におきましては、過去の14か町村との合併では、原則として定数特例制度を適用し、市議会議員の残任期間に相当する期間、市議会議員の定数を増加しまして、増員選挙を実施させていただいており、在任特例制度については適用した事例はございません。

それから、その他の事例ということでございますけれども、総務省が公表しているデータによりますと、平成13年以降、総務省の告示があった編入合併の件数は36件ございます。このうち、在任特例制度を適用しているのが22件、それから定数特例制度を適用しているのが14件というふうに、いずれも在任特例または定数特例制度を適用した対応をとっております。以上でございます。

(秋葉会長)
その他に御意見、御質問等ございましたらお願いいたします。はい、田中委員。

(田中委員)
行政機構図の16ページにございますように、佐伯区の行政機構図が、現在、佐伯区役所内には農林業についての専門的に取り扱う部局がないように思うんでございます。湯来町、湯来地域におきましては、農林業の振興は非常に重要な課題であります。出張所などに農林業を専門に取り扱う部局を設置していただけないか、湯来町から提案していると思いますが、これについては現在の検討状況はどのようになっているのか、お知らせ願いたいというふうに思います。

(秋葉会長)
はい、お願いします。

(広島市経済局農林水産部農政担当課長)
経済局の農政担当課長でございます。

現在本市は、農林業の規模の大きい安佐北区、安佐南区、安芸区に農林課を設置して、農林業振興施策を展開しているところでございます。

湯来町の区域が属する合併後の佐伯区につきましては、農林業関係の諸指標を他の区と比較いたしますと、経営耕地面積、森林面積は安佐北区に次いで2番目、農家戸数は安佐北区、安佐南区に次いで3番目になるなど、安佐南区に匹敵する規模になります。

現在まで、合併後の湯来地域の農林業振興体制につきまして、湯来町さんとたびたび協議を重ね、現況把握や業務内容あるいは業務量についての調査を行っております。これらのことを踏まえまして、合併後の組織体制案について現在検討しておりますが、今後人事部局と調整することになりますが、農林業の規模や実態等にふさわしい体制にしたいと考えております。以上でございます。

(秋葉会長)
はい、その他の御質問、はい、どうぞ。

(新本委員)
新本です。議題10、「税の取扱い(案)」の資料25ページでございますが、事業所税についてお伺いをいたします。本町では事業所税は課税できないものとしてあります。したがって本町

の対象となる多くの事業者にとっては、新たに課税となる事業税であります。これらについて激変緩和などの特別措置を講じていただけないものだろうか。また、これは難しいことなんだろうか、お伺いしたいと思います。

(秋葉会長)

はい、お願いします。

(広島市財政局税務部税制担当課長)

税制担当課長でございます。

合併等により新たに事業所税が課税されることとなる場合には、地方税法の規定によりまして、6か月の猶予期間が設けられております。それにより、全国的に統一された制度となっておるところでございます。こうした中、本市では昭和50年度の事業所税創設後の合併といたしまして、昭和60年の旧五日市町の例がございますけれども、その際におきましても、今回の調整方針案と同様の扱いとさせていただいております。

合併後に事業所税が課税されることとなる湯来町内の事業所につきましては、新たな税負担が生じるということで、御事情はよく承知しておるところでございますけれども、ただ今申し上げましたように、地方税法の規定、旧五日市町の例、また、市内で課税されている企業との課税の公平といった観点から、本市といたしましては調整方針案どおりとさせていただきたいと考えております。以上でございます。

(新本委員)

わかりました。

(秋葉会長)

はい、ありがとうございました。その他の御意見、はい、お願いいたします。

(白井委員)

29ページの「介護保険事業の取扱い」の件でございますが、御承知のようにこの介護保険は3年ごとに見直しを行うこととされておりますから、事情からしますと、次の見直しは18年度からだと考えられます。しかし、本町においてはこれを待たずして保険料等の見直しをせざるを得ないという状況にあるというふうにも伺っております。また、広島市におかれましても、来年度への保険料の見直しを検討されているというふうにも伺っております。そこで、広島市の保険料額の見込み等が現在検討されておる中で分かれば、それらについて教えていただけたらという質問でございます。

(秋葉会長)

はい、お願いします。

(広島市社会局介護保険課長)

介護保険課長でございます。

本市におきましても、介護保険制度の浸透により、要介護・要支援認定者数が増加し、サービス利用者数も増加しましたことから、平成15年度の保険給付費が介護保険事業計画を大幅に上回り、このままの状況で推移すると介護保険制度の円滑な運営に支障が生じることが見込まれるため、現在、広島市社会福祉審議会で第2期介護保険事業計画の見直しについて審議していただいております。今後、審議会に直近データに基づきます計画数量等をお示しすることになりますが、現在その作業を行っております。現時点で御質問の見直し後の保険料の見込みについて申し上げることのできる段階には至っておりません。以上でございます。

(秋葉会長)

よろしゅうございましょうか。はい、どうぞ。

(白井委員)

次の「保健・福祉事業の取扱い」の件ですけれども、本町の健康診査については、これまで総合健診という形で毎年5日間、先ほど写真に出ましたけれども、湯来町の総合福祉センターを会場として、集団検診方式で実施しているわけでございます。これについて、市でのこれらにかかわる方式が異なるとお聞きしております。どのようなものなのか、ということが1点と、また、本町におきましては、御承知いただいておりますように、交通の問題とか、非常に、高齢化の問題などがありまして、合併後にこうした湯来地区における健康診査についてどのように考えておられるのか、担当課の方にお聞きをしてみたいと思って質問をいたします。以上でございます。

(秋葉会長)

はい、どうぞ、お願いします。

(広島市社会局保健部長)

社会局保健部長の吉岡でございます。

今御意見をいただいた健診関係は、老人保健法関係の大人の方の健診と、それから子ども、妊婦、母子保健関係の健診がございます。

老人保健関係のがん検診等につきましては、福祉センターでやっておられる。これについては、引き続き実施する方向で考えております。広島市の場合は、集団検診以外にも地域の医療機関での個別検診等もやっております。湯来町内の医療機関で受診可能なものは、いつでも受診できるように、湯来町内の医療機関と委託契約を結んで、集団検診以外にも個別検診でできるように受診機会の向上を図りたいと思います。

それから、母子保健関係の健診につきましては、健診の機会、回数、内容につきましては広島市と湯来町についてはほとんど同一でございます。広島市の場合は各区の保健センターでやっていることが多いんですけれども、湯来町においては福祉センターでやっておられる。ただ広島市の場合も非常に保健センターから遠い所については、公民館等で実施しているケースもございます。湯来町はかなり佐伯の区役所から遠うございますので、この点については、福祉センターで実施できるように今後検討したいと考えております。以上です。

(秋葉会長)

その他の御質問、御意見等ございましたら、お願いいたします。はい、どうぞ。

(田仲委員)

議題の18、建設素案についてちょっとお聞きしたいんですけど、事業費の大半は道路整備に費やしてるわけですけど、湯来町にとってはですね、広島湯来線というのは、これは長年の湯来町民の要望でもあります。これは、合併は、合併することによってのまちづくりが一番なわけですから、これを是非とも力を入れて、あくまでも要望でございますけど、そのためにはいろんな状況はあるでしょうけど、それを是非とも力を入れてやっていただきたいと。

それとまあ、国道の433号線においてもですね、これは、湯来町の玄関口になる所です。それも湯来町にとっては、冬場が一番凍結したりして、大事な所なんです。そこをひとつ、トンネル化っていうことを頭に入れて考えていただきたいなっていうのが私のほうからの要望でございますけど、どうというような計画を立ててらっしゃるか、ちょっとお聞きしたいんですけど。

(秋葉会長)

はい、お願いします。

(広島市道路交通局道路部整備担当部長)

道路部の整備担当部長でございます。

湯来町と周辺市町村の連絡強化という観点から、合併建設計画の中の道路事業について計画をいたしております。特に継続されておる事業というものについては、重点化を置いて計画しております。特に先ほどございましたような国道433号を含めまして、主要地方道の五日市筒賀線等、連絡強化のための整備として検討していきます。中の整備の内容につきましては、また今後詳細な調査・検討の上計画していきたいと、そういうふうに考えております。以上です。

(田仲委員)

あの、今まだ広島湯来線のごことはちょっと答えていただけてなかったんですけど、広島湯来線のほうはどのようなお考えかお聞きしたいんですけど。

(広島市道路交通局道路部整備担当部長)

広島湯来線につきましては、市のほうからの継続事業を含めまして整備を進めております。また、新しい要請につきましては、まだ今後の調査等もございますけども、そこらを含めて検討してまいりたいというふうに思っております。

(田仲委員)

ありがとうございました。

(秋葉会長)

ありがとうございました。その他に、はいどうぞ、白井委員。

(白井委員)

同じく建設計画素案のほうですが、「生涯学習関連施設の整備」というところで(2)の「教育環境の整備」ということで素案に載っておるわけでございますが、本町では現在の教育施設・設備等々の現況とあわせて、極度の少子化をしていく傾向にありますことから、小中学校の充実のために、将来の統合を含めて教育委員会告示という形で示して教育充実検討委員会というものを設置してこれまできた経緯があるわけでございます。その経緯ということについては、この素案には、これらについて見られないわけですが、こうした統合を含めたことについての市のお考えがあれば教えていただきたいと思って質問をいたしましたわけですが、よろしくをお願いします。

(秋葉会長)

はい、お願いします。

(広島市教育委員会施設課計画担当課長)

教育委員会計画担当課長でございます。

合併建設計画の策定にあたりまして・・・。

(秋葉会長)

マイクが入ってないみたいなので、すみません。

(広島市教育委員会施設課計画担当課長)

失礼いたしました。合併建設計画の策定にあたりまして、湯来町さんの方で「湯来町小・中学校充実検討委員会」の提言に基づいて、小中学校の統廃合に向けて地元説明会を開催されるなど、事

業を展開しておられましたが、地元住民の同意が得られないということから、現在のところ小中学校の統廃合計画策定の見通しが立っていない。したがって、湯来町教育委員会と調整いたしまして、現在の時点では、小中学校の統廃合を前提とした合併建設計画ではなく、現有施設の整備を中心とした合併建設計画を策定しております。統廃合につきましては、本市といたしましてはその経緯を踏まえまして、今後広島市全体で考えていきたいと考えております。以上でございます。

(秋葉会長)

よろしゅうございますか。はい、その他。

(山本慣登委員)

議長。

(秋葉会長)

はい、お願いいたします。

(山本慣登委員)

第3回の合併研究協議会をお忙しい中開いていただき、誠にありがとうございます。

別冊資料の24、25ページの内容でございますが、「災害に強いまちづくりの推進」ということでございますが、消防・防災については多くの事業費が割かれておりまして、非常に充実した回答をいただいております。特に湯来地区においては、距離的な課題、地形的な課題も多くあるわけでございますが、今年の特に10個の日本国を襲った大きな台風、それから広島県には三つの台風が来たところでございます。その中で、台風18号では、多くの被害を被っております。今年全国で相次いだ風水害や震災に対する体制について、それぞれ自治体で取り組んでおいでになるところでございますが、その中で、素案の案にある防災行政無線は具体的にどのように想定しておいでになるかをお聞きしたいと思います。

参考のためにお話するんですが、湯来町のいわゆる防災行政無線は、昭和の54年に放送開始とされておるところであります。2回目の改修が平成8年だったと思うんですが、まあ二十数年来、町民とのいわゆる密接な関係が深いわけでございます。それらをどうなりしようとしますと、あくまでも防災無線でありますので、一般的には使用は不可能だろうというような声もお聞きしておりますが、まあ、私の町では二十数年間もいろいろな面で災害・火災等々に大きく利用をさせていただいております。今度広島市に合併した暁には、どのようにひとつ防災行政無線をやっていたのか、具体的にできればお話をいただきたいと思っておりますので、ひとつよろしくお聞きしたいと思います。

(秋葉会長)

防災行政無線について。はい、お願いします。

(広島市消防局防災部防災担当課長)

消防局防災担当課長でございます。

御質問、防災行政無線の取扱いということでございましょうか。

防災行政無線、これは、1市町村1周波数の原則に基づきまして、市町村ごとに免許を受けて使用をいたすものでございます。合併後は、原則として直ちに現在の湯来町の防災行政無線を廃止し、本市の防災行政無線に統一することとなります。しかしながら、湯来町の区域は、本市の防災行政無線の通信エリア外でありまして、新たに無線中継局などの設置が必要であること、また、湯来町の防災行政無線は、整備から比較的新しいものであること、さらに本市の防災行政無線につきましても、機器の老朽化や無線のデジタル化への適切な対応などが必要とされております。国におきましても、平成23年度以降、現行の消防無線の周波数を移行するよう示されておりますことから、

今後、更新整備を検討することといたしております。これらのことから、湯来町の区域への本市の防災行政無線の整備は、本市の防災行政無線の更新整備に合わせて行うこととするもので、それまでの間は、合併町の防災行政無線の免許を承継し暫定的に使用できます、国の示す特例措置の適用を受け、市役所、区役所などから湯来町の防災行政無線を遠隔制御するための必要な改修を行いまして、現在の湯来町の防災行政無線を暫定運用することといたしております。しかしながら、平成23年度以降、本市防災行政無線の更新時におきましては、本市の整備基準に合わせ、湯来町域におけます防災行政無線についても更新整備をいたすことになるとうように考えております。以上でございます。

(山本慣登委員)

はい、ありがとうございます。

(秋葉会長)

その他、御質問あるいは御意見等ございましたらお願いいたします。

よろしゅうございますか。

それでは、このほかに御意見もないようですので、お諮りいたします。議題1から議題18までについてお諮りするわけですが、原案どおり御了承いただけますでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

(秋葉会長)

はい、ありがとうございました。「異議なし」とのお声がございました。御了承いただきましたので、議題1から議題18までにつきましては、原案のとおり進めさせていただきます。

それでは、そのほか何かございましたらお願いいたします。

本日予定しておりました議事はすべて終了いたしました。皆様の御協力を得て、本協議会で予定しておりました協議項目について、大筋合意に至ることができましたので、本日をもって、この協議会を終了したいと思います。

なお、本協議会については、これまでの協議結果の報告書を作成するとともに、決算を行った上、12月末を目途に解散することにしたいと思います。また、決算については、2人の監事の方に監査いただき、副会長と私の承認をもって処理するという取扱いにしたいと思っておりますが、それによろしゅうございましょうか。

(「異議なし」の声あり)

(秋葉会長)

はい、ありがとうございます。

本日が最後の会議でございますので、中島副会長さんと私から一言ずつごあいさつをさせていただきます。

それでは、中島副会長さん、お願いします。

(中島副会長)

合併研究協議会の閉会にあたりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

広島市及び広島市議会の皆様には、私どもの申入れを真しに受け止められ、本研究協議会を通じて熱心な御協議をいただき、本日ここに大筋での合意に至りましたことは、本町にとりまして大きな喜びとするところでございます。

本研究協議会の成果につきましては、町民、また町議会の御意見をいただきながら、この合併が是非とも実現するよう最大の努力を払ってまいりたいと考えております。

最後になりましたが、本研究協議会の会長の大役をお務めいただきました秋葉市長をはじめ、協議会の運営に御協力を賜りました皆様に、改めてお礼を申し上げまして、あいさつに代えさせていただきます。

本日は、どうもありがとうございました。

(秋葉会長)

それでは続きまして、私からごあいさつ申し上げます。

現在、地方分権の推進や少子・高齢化の進展、国・地方を通じたの厳しい財政状況などにより、市町村行政を取り巻く情勢は、大きく変化しております。基礎的地方公共団体である市町村が、こうした変化に的確に対応して新時代にふさわしい地方自治を確立し、住民福祉の向上や地域の発展を図るためにも、市町村合併を推進する必要があると考えております。

こうした中、広島市と湯来町の合併について、皆様の熱心な御協議を得て、本日、大筋での合意を得ることができました。大変意義深いものと考えております。

今後は、市と町双方の議会での議決を得て、法定の合併協議会を設置し、本協議会での大筋合意を踏まえ、合併の実現に向けて取り組みたいと思いますので、引き続き、御支援・御協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

終わりに、本協議会の運営にあたりましては、不行き届きな面もあったかと思いますが、皆様の御協力を賜り、円滑な協議会の運営ができましたことに対し、心からお礼を申し上げまして、私のごあいさつとさせていただきます。大変ありがとうございました。

それでは、これもちまして閉会をいたします。本日は誠にありがとうございました。

閉会 午後3時40分

以上、第3回広島市・湯来町合併研究協議会会議録の内容が正確であることを証明するためここに署名する。

広島市・湯来町合併研究協議会議長 秋葉 忠利

広島市・湯来町合併研究協議会委員 金子 和彦

広島市・湯来町合併研究協議会委員 山本 孝好